

第6次提言

乙訓浄水場系の運営のあり方について

平成15年11月

京都府営水道事業経営懇談会

平成15年11月25日

京都府知事 山田 啓二様

京都府営水道事業経営懇談会

座長 濱崎 正規

乙訓浄水場系の運営のあり方についての提言

(第6次)

京都府営水道事業経営懇談会は、貴職から意見を求めておりました乙訓浄水場系の運営のあり方について、慎重に調査と審議を重ねてきましたが、その結果に基づき提言いたします。

つきましては、この提言の趣旨を十分に尊重され、府営水道事業の経営と施設整備をめぐる諸課題の解決に向けて、一層の努力を払われることを希望いたします。

目 次

は じ め に	1
1 乙訓浄水場をめぐる状況	3
(1) 乙訓浄水場の整備	3
(2) 市町への給水実績	3
(3) 市町の水道事業の現況	3
① 深刻な水需要の停滞	3
② 経営改善に向けての取組み	4
③ 施設の経年化と原水水質の悪化	5
(4) 京都府の特別措置	6
2 新たな供給料金算定の必要性	7
3 乙訓浄水場系にかかる供給料金の検討	8
(1) 料金体系の基本	8
(2) 料金算定期間	8
(3) 水源費の損益ベースによる費用化	8
(4) 償却資産の費用化	9
(5) 開業期の実績補正	9
(6) 経営の効率化	10
4 供給料金の試算	11
む す び	12

附 属 資 料

はじめに

京都府営水道事業経営懇談会（以下「懇談会」という。）は、昭和57年の発足以来、府営水道が抱える諸課題について幅広く検討を行い、これまで5次にわたり運営のあり方等について提言を行ってきた。

平成11年11月の第4次提言では、「乙訓浄水場の供給料金のあり方」について、つづいて13年6月の第5次提言では、今後の施設整備の方向性や世代間の負担の公平性に留意した水源費等の費用化の考え方、高度化・複雑化する水質管理のあり方等について検討を行い、「長期的な展望に立った府営水道事業のあり方及び水質問題への対応」としてまとめた。

しかし今、21世紀を迎えて、府営水道事業をとりまく環境は大きく変化しつつあり、さまざまな側面で解決すべき課題が生じている。

これまで府営水道は、府南部地域の急激な都市化や関西文化学術研究都市等の大規模開発に伴う水需要の増加、さらには乙訓地域における地盤沈下や地下水位の低下並びに水質汚染等を背景とした安定水源の確保を目的に、関係市町の要請に基づき施設の拡張整備を行ってきた。

しかし、長期にわたるデフレ経済下の景気低迷に加えて、近年の少子・高齢化といった人口構造の変化、環境問題等を背景とした節水型機器の普及や事業所等の水使用の効率化は、水道水の需要構造そのものを変化させる要因ともなっている。このような社会経済的諸要因による水需要の低迷は、府営水道のみならず受水市町の水道経営にも少なからず影響を及ぼしている。

とりわけ、平成12年10月に給水が開始され、3年余りが経過した乙訓浄水場では、産業社会構造が大きく変化し、水需要が停滞する中で、京都府と乙訓2市1町が「協定」で定めた府営水への転換が計画どおり

進まず、開業時の激変緩和として措置した暫定料金が現在までなお適用されるなど異例の状況が続いている。

こうした中で、当懇談会は、平成15年6月に京都府知事から緊急に対応を要する課題として、「乙訓浄水場系の運営のあり方」について諮詢を受けた。

当懇談会では、このような状況を踏まえ、府営水と自己水の適切かつ効果的な運用を念頭に置きつつ、慎重に調査及び検討を重ねた結果、ここに提言を行うものである。

1 乙訓浄水場をめぐる状況

(1) 乙訓浄水場の整備

→ 資料 1

平成12年10月に給水を開始した乙訓浄水場は、長年、多量の生活用水や工業用水等を全面的に地下水に依存してきたこの地域において、地下水の過剰くみ上げによる地下水位の低下や地盤沈下等に対応し、将来にわたって安全な水を安定的に供給することを目的に整備されたものである。

乙訓浄水場は、乙訓地域の2市1町（以下「市町」という。）からの要望に基づき、1日当たり68,800立方メートルで事業認可されたが、その後、市町において府営水道からの受水計画を検討する中で、市町から段階的整備の要請があり、調整の結果、当面46,000立方メートルの施設能力で整備された、という経緯がある。

(2) 市町への給水実績

平成18年度までの供給水量については、市町がそれぞれ策定した受水計画に基づき、京都府と市町との間で「給水に関する協定」が結ばれており、これを基本に市町への給水が行われてきている。

これまでの給水実績は、市町で差はあるものの、平成14年度は平均で協定水量の84パーセント（府営水道全体では93%）と、当初計画を大きく下回っている。こうしたことから供給水量が大幅に増加する計画となっていた15年度の水量について、協定の約60パーセントに縮小する緊急措置が京都府と市町間で合意されている。

(3) 市町の水道事業の現況

① 深刻な水需要の停滞

→ 資料 2

水需要の停滞要因については、市町の都市構造や社会経済的条

件等の相違によってそれぞれ特徴があり、用途別の使用実態をもとに分析する必要がある。

まず、生活用水についてみると、人口が横ばい、ないし微減傾向にある中で、さらに節水型ライフスタイルの浸透等により、各市町ともおおむね平成10年頃から減少傾向にある。なかでも向日市は、料金徴収の対象となった水量である有収水量の約85パーセントを生活用水が占めている中で、一人当たりに換算した有収水量は、ここ5年間でほぼ10パーセント減少している。

次に、水道使用量のうち工場用途の水量に、企業の地下水くみ上げ量を加えた長岡京市の工業用水等使用量の推移についてみると、平成4～14年度の10年間で約35パーセント減少している。これは、長引く景気の低迷等による生産活動の縮小や、厳しいコスト対策等のための生産ラインの効率化等が大きく影響を及ぼしているものと考えられる。

また、大山崎町では、平成12年度以降、業務・営業用水の使用量が減少しているが、第二外環状道路大山崎ジャンクション建設にかかる事業所等の移転による影響が考えられる。

特に工場や事業所の合理化、さらには域外への移転等は、企業の経営戦略そのものの変化であるため、今後景気が持ち直しても、いったん減少した水需要が容易に回復するとは考えにくく、市町の水道経営は、よりいっそう深刻さを増すものと考えられる。

なお、向日市では、有収率（有収水量／年間給水量）が平成元年度から14年度にかけて約10パーセント向上しており、これは、近年の配水管理技術の成果等によるものと考えられるが、一方で、供給水量減少の要因の一つともなっている。

② 経営改善に向けての取組み

このような中で、需要増により収支バランスを確保する計画であった市町の水道事業経営は厳しさが増しており、これに対応し

て料金の改定や積立金等の取り崩しをはじめ、職員定数の削減、組織機構の簡素化による経費の削減、浄水場や取水井戸の統廃合、遊休資産の売却等により、運営の合理化、効率化に努めている。

また、中長期の経営確立に向けた指針づくりなどの取組みが行われているほか、ISO14001の認証取得等も推進されている。

③ 施設の経年化と原水水質の悪化

市町の水道施設は、大半のものが建設後すでに30年を経過し、安定給水を維持するためには、多くの施設で更新や改修が必要となってきており、各市町において対応が検討されている。

加えて、市町のほとんどの取水井戸の原水水質で、鉄、マンガンの含有量が水道水質基準を超えていたことから、浄水処理において、曝気^{ばつき}や除鉄、除マンガン等の前処理が不可欠となっており、廃止を余儀なくされた取水井戸も少なくない。

また、長岡京市では、昭和40年代頃までは、自然流下方式で給水するため、西部山麓^{ろく}に沿って取水井戸による水源を確保し、浄水場が整備されてきたが、水需要の増大とともに過剰なくみ上げによって多くの取水井戸で水位低下が進行し、その結果、比較的地下水が豊富な東部地域へ新たな水源を求め、さらに浄水場の新設も行われてきた。しかし、ここでも適正揚水量を超える過剰なくみ上げが続き、これまでに多くの取水井戸の廃止と新たな井戸の掘削が繰り返してきた。

向日市や大山崎町でも、過剰なくみ上げが原因でほぼ同様の経過をたどっている。

以上のように、自己水施設の経年化の進行に加えて、取水井戸のくみ上げ能力の低下や原水水質の悪化は否めない事実となっている。

(4) 京都府の特別措置

京都府は、市町の水道事業をとりまく状況を踏まえ、開業時の激変緩和措置として、平成12、13両年度に実施した暫定基本料金を、市町の負担軽減を図るため14年度に引き続き15年度についても延長適用した。

あわせて、「給水に関する協定」で定めた1日当たり46,000立方メートルに達する目標年度を、15年度以降漸増させることを基本に、当初の18年度から22年度へと4年間延長する措置を講じることとした。

京都府の財政事情等が大変厳しい状況にあるにもかかわらず、乙訓浄水場の給水開始時からこのような特別措置が講じられてきたことを勘案すると、改めてこの問題の深刻さを認識せざるを得ないとともに、市町における近年の水需要の実態や府営水への転換の状況を考慮すれば、やむを得ない措置と考える。

2 新たな供給料金算定の必要性

先に述べたように、市町における水需要は、深刻かつ長期の経済停滞や事業所等の域外への移転、節水意識の浸透等に伴い当初計画から大きく乖離^{かいりく}しており、そのため、市町の府営水受水量は、平成16年度以降も協定で定めた水量を大幅に下回らざるを得ない状況となっている。

現行料金の算定は、市町が平成12～18年度の間に段階的に受水量を拡大し、18年度に施設能力相当（日量46,000立方メートル）の府営水への転換を行うことを基本としているが、京都府はこの転換計画が実現される時期を4年間延長し、22年度とすることをすでに決定している。

この結果、乙訓浄水場の施設の稼働運営計画や、段階的供給拡大を基本に想定した沈殿池等の増設計画など、料金算定の基礎をなす主要な要素に大きな変更が生じることとなり、現行料金の適用期間（平成12～18年度）内ではあるが、改めて供給料金を算定する必要があるものと考える。

3 乙訓浄水場系にかかる供給料金の検討

(1) 料金体系の基本

→ 資料 3

供給料金の検討に当たっては、水道経営の安定と受水市町の受益に応じた負担の公平性を図るために、当然のこととして施設整備に要した固定費にかかる供給原価である基本料金と変動費にかかる供給原価である従量料金から構成される二部料金制を堅持する。

(2) 料金算定期間

社団法人日本水道協会の『水道料金算定要領』によると、料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平性、原価把握の妥当性等の確保を基本に、適正な範囲でできるだけ長期間に設定することが妥当とされている。

先に述べたように、京都府では、現行の料金算定期間設定の基礎的条件でもあり、平成18年度に施設能力（日量46,000立方メートル）に達するとする段階的な府営水への転換計画について、4年間延長し22年度とする措置を講ずることをすでに決定している。

また、府営水道広域化の一環として進められている3浄水場接続による「統合水運用」が平成22年度から開始される予定となっていることを勘案すると、今回の料金算定期間は、その前年の21年度までとしておく必要がある。

以上の諸点を考慮すると、新たな料金算定期間は平成16～21年度（6年間）とすることが適当と考える。

(3) 水源費の損益ベースによる費用化

→ 資料 4

料金構成の重要要素である水源費については、第5次提言でも指摘したように、受益に応じた世代間による負担の公平性を保つために、現行のダム完成後23年間の割賦負担金支出額による料金算定

を、ダム使用権の減価償却(55年間)に基づく原価主義に変更することが望ましい。

この方式では、割賦負担金支出期間の資金収支バランスに課題が生じ、これについては、水道事業会計の内部留保資金の一時充当により対応せざるを得ないが、一般会計からの繰出金等による支援をはじめ、必要に応じた措置が望まれる。

なお、日吉ダムの2次精算分として、平成19年度から新たに割賦負担金の償還が開始されるため、これについても減価償却ベースにより費用化することが適当であると考える。

(4) 償却資産の費用化

乙訓浄水場系の現行料金の算定に当たっては、地方公営企業法に定められた料金の原則に基づき算定した結果、供給原価がかなり高水準となったことや段階的整備を行ったことから、開業期の暫定措置として、施設能力（日量46,000立方メートル）を超える償却資産（22,800立方メートル分）について、費用化を繰り延べる措置を講じてきた。

このうち、導送水施設等の有形資産（約47億円）については、実態的には、すでに供用している施設で経常的に資産価値の減耗が発生している事実があり、早期に減価償却を開始することが適切であることから、今回の料金算定に組み入れるべきと考える。

一方、同様に繰り延べた資産で、いわゆる先行資産でもある水源費（約43億円）については、施設能力を超える分にかかるものであり、施設能力に達する給水を18年度から22年度に延長した現状においては、さらに繰り延べる措置を継続することはやむを得ないものと考える。

(5) 開業期の実績補正

現行料金は、乙訓浄水場の給水開始前に算定されたものであり、

新たな供給料金の算定に際しては、企業債金利の低下、資産額の確定に伴う減価償却費の減少、動力費単価の値下げ及び電力や薬剤等の使用状況を踏まえた、開業時から現在までの実績に基づく補正が必要である。

(6) 経営の効率化

府営水道では、平成12年度の組織機構の再編整備をはじめ、継続して効率的な執行体制の確保に取り組み、最近では平成8年度をピークとして現在までに10パーセントを上回る定数削減が行われてきた。水需要の伸びが鈍化するなど水道事業をとりまく環境が大きく変化する今日にあっては、さらに簡素で効率的な執行体制の整備に取り組み、人件費をはじめとする費用の削減を図り、効率的な浄水場運営を行うことが求められる。

また、平成12年に宇治浄水場でISO14001の認証を取得し、環境保全と資源の効率的利用に向けた取組みが積極的に展開されているが、企業局環境管理推進委員会のもとで、乙訓浄水場においても同様の取組みが進んでおり、電力(⑭／⑬▲3.3%)や薬品(PAC、同▲14.4%)等の使用量削減に大きな成果を上げている。今後も環境マネジメント目標の達成に向け創意工夫を重ねることによって、変動費のさらなる削減は可能と考えられる。

加えて、「給水に関する協定」に基づく段階的受水拡大のもとで、安定供給や浄水場の維持管理の観点から現行料金の算定期間に整備を予定していた沈殿池や排水処理施設等の増設については、現有施設の計画的かつ効率的な運用管理面での工夫によって需要増に対応することとすれば、今回の料金算定期間内での整備を見送ることが可能であり、料金算定から除外することができる。

4 供給料金の試算

→ 資料 5

前項までに検討してきた諸内容を踏まえて試みに供給原価を算定すると、次表のとおり固定費に係る供給原価（基本料金相当額）は1立方メートル当たり89.6円、変動費に係る供給原価（従量料金相当額）は1立方メートル当たり34.0円となる。

すなわち、これは、現行料金に比べて、固定費に係る供給原価は1立方メートル当たり6.1円、変動費に係る供給原価は同6.0円それぞれ減額となる。

以上のことから、当懇談会としては、基本料金を基本水量1立方メートル当たり89.6円（税抜き）、従量料金を供給水量1立方メートル当たり34.0円（税抜き）とすることが適当と判断する。

	基 本 料 金	従 量 料 金
現 行 料 金	95.7円（100円）注2	40.0円（ 42円）
今回の試算結果	89.6円（ 94円）	34.0円（ 36円）

（注）1（ ）内は、消費税込みの金額。

2 平成16年3月までの基本料金は、暫定措置として84.5円（89円）。

むすび

当懇談会は、緊急に対応を要する課題として知事から諮問のあった「乙訓浄水場系の運営のあり方」について、半年間という限られた期間ではあったが、あらゆる角度から論議を尽くし、意見交換を重ねてきた。

バブル経済崩壊後の社会経済環境の変化は、乙訓2市1町の水需要にも深刻な影響を与えている。この状況を踏まえて、京都府は、2市1町が平成12年度以降、受水量を段階的に拡大し、18年度に施設能力相当（日量46,000立方メートル）の受水を行うことを定めた「協定」の目標年度を4年間延長する措置を講じた。

この結果、乙訓浄水場の稼働運営計画や施設整備計画など、現行料金算定の基礎をなす主要な要素が大きく変更したため、新たな視点から検討し直す必要が生じることとなった。

料金の算定に当たっては、受益者負担の原則から基本料金と従量料金で構成される二部料金制は堅持しつつも、第5次提言で指摘した水源費の料金算定方法の導入や、さまざまな角度からの経営改善、さらには施設稼働上の創意工夫によって、供給原価の一定の減額が可能であることを見い出した。

京都府におかれても、公企業体としての健全な経営を維持していくための視点を十分自覚され、経営基盤のいっそうの強化と経営効率化への不斷の取組みがなされることを求めるものである。他方、今回の料金改定が給水開始後4年間にわたり暫定料金のまま据え置かれているという異例な状況下で実施する措置であることを踏まえて、2市1町に対して、苦渋に満ちた方向づけをしたことを十分説明するとともに、次の点については具体的な対応を求めていくべきであると考える。

- この供給料金が、受水計画を基礎として成り立っていることを踏えた上で、2市1町は計画に基づく確実な受水を実行すること。
- 同時に、利用者に対しては、<府営水導入の意義>とともに、自己水施設の経年化や原水水質の状況等について、適切な説明を行う必要がある。
- 府営水と自己水の二元水源体制を経営的に維持するに当たっての課題を明らかにし、中長期的視点から将来の広域化や事業統合等も含めた事業運営の可能性の検討を行うこと。

近年、社会・経済構造が大きく変化する中で、全国的に水道水の需給バランスが崩れつつあるといった現象が見られるが、一方で、安心・安全の確保の観点からライフラインとしての水道の役割が再認識されるようになってきている。

水道は、日々の市民生活や事業活動を直接支えていることに加えて、地域の社会・経済的機能を維持するために不可欠な社会基盤施設となっており、災害時等においても都市機能を維持するための用水を確保するといった多様な機能が求められている。

こういった観点からも、府南部地域における広域水道としての府営水道の役割はますます重要となっており、3浄水場の接続によるハード、ソフト両面からの安定供給体制の確立が急がれるところであるが、併せて、将来の「統合水運用」^{みずうんよう}に向けた諸課題についても早急に検討に着手する必要があるものと考える。

おわりに、京都府と乙訓2市1町は、いま一度、乙訓浄水場建設の原点に立ち返り、「安全な水の安定的な供給」という水道事業本来の基本理念を再確認し、とりまく諸課題の解決に向け、よりいっそうの連携と効率的な事業運営に努められることを切に望むものである。

附 屬 資 料

乙訓2市1町の配分水量及び供給水量	・・・・・	資料 1
乙訓2市1町における用途別有収水量の推移	・・・	資料 2
府営水道料金算定の考え方	・・・・・	資料 3
水源費の損益ベースによる費用化	・・・・・	資料 4
乙訓浄水場の供給原価の試算	・・・・・	資料 5
用語解説		

乙訓2市1町の配分水量及び供給水量

1 配分水量(基本水量)

市町名	配分水量(基本水量)
向日市	12,700 m ³ /日
長岡京市	26,000 m ³ /日
大山崎町	7,300 m ³ /日
合計	46,000 m ³ /日

- 2市1町から段階的施設整備の要請があり、当面2/3の規模で整備することとし、乙訓浄水場給水開始後の基本水量について、京都府知事と2市1町の水道事業管理者等との間で協定を締結（平成10年3月30日）

2 供給水量

(単位:m³/日)

市町名	⑫	⑬	⑭	⑮	※	⑯	⑰	⑱
向日市	6,350	6,350	6,350	11,000	11,000	11,000	12,700	
長岡京市	13,000	13,000	13,000	26,000	26,000	26,000	26,000	
大山崎町	3,650	3,650	3,650	4,650	5,650	6,650	7,300	
合計	23,000	23,000	23,000	41,650	42,650	43,650	46,000	

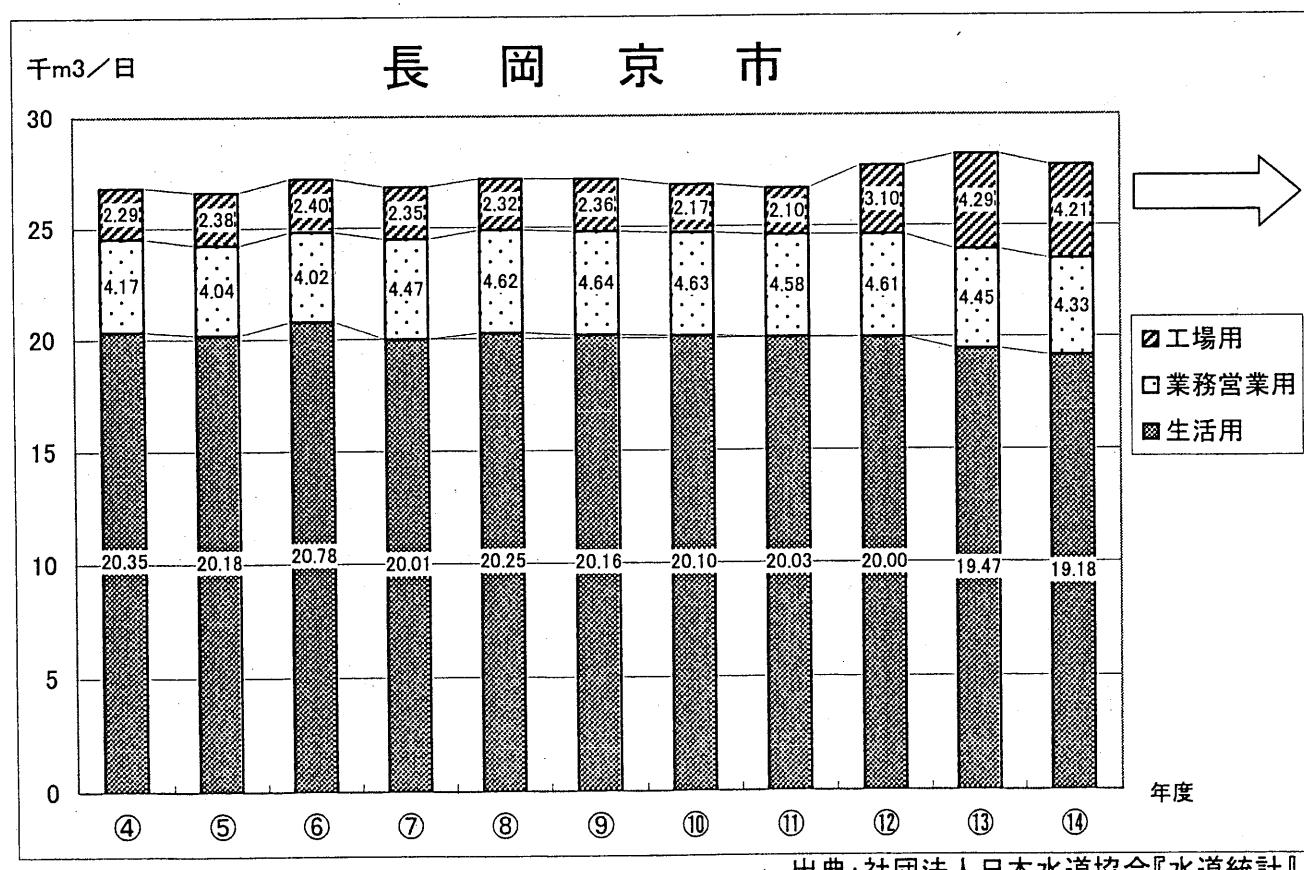
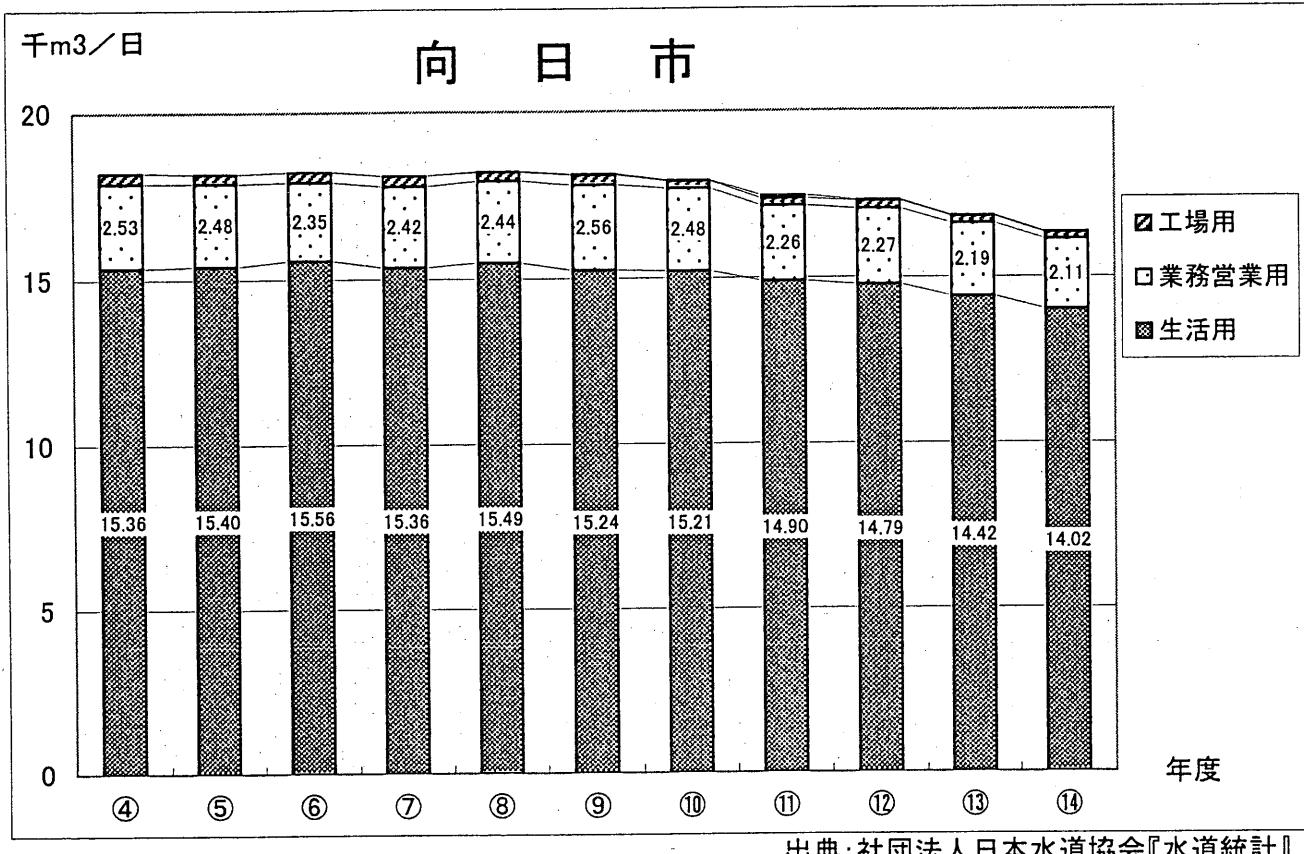
- 京都府知事と2市1町の水道事業管理者等との間で協定を締結（平成11年6月30日）

※ 平成15年度における供給水量は、平成15年2月24日付けの確認書により右のとおりとしている。

向日市	6,350 m ³ /日
長岡京市	14,500 m ³ /日
大山崎町	3,650 m ³ /日
計	24,500 m ³ /日

資料2

乙訓2市1町における用途別有収水量の推移



大山崎町

千m³/日

6

4

2

0

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

年度

- 工場用
- 業務営業用
- 生活用

出典:社団法人日本水道協会『水道統計』

長岡京市における工業用水等使用量の推移

千m³/日

20

10

0

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

年度

- 水道使用量のうち「工場用」の水量
- 企業の地下水くみ上げ量

出典: 水道使用量のうち「工場用」の水量 … 社団法人日本水道協会『水道統計』
 企業の地下水くみ上げ量 … 長岡京市資料

府営水道料金算定の考え方

○ 料金の決定基準（地方公営企業法第21条）

- 1 公正妥当なもの → 受益者負担の原則
- 2 適正な原価を基礎としたもの → 原価主義の原則
- 3 企業の健全な運営を確保できるもの → 総括原価主義

○ 算定式

$$\text{供給原価} = \frac{\text{料金算定期間内の事業費用総額 (A + B)}}{\text{料金算定期間内の供給水量の総合計}}$$

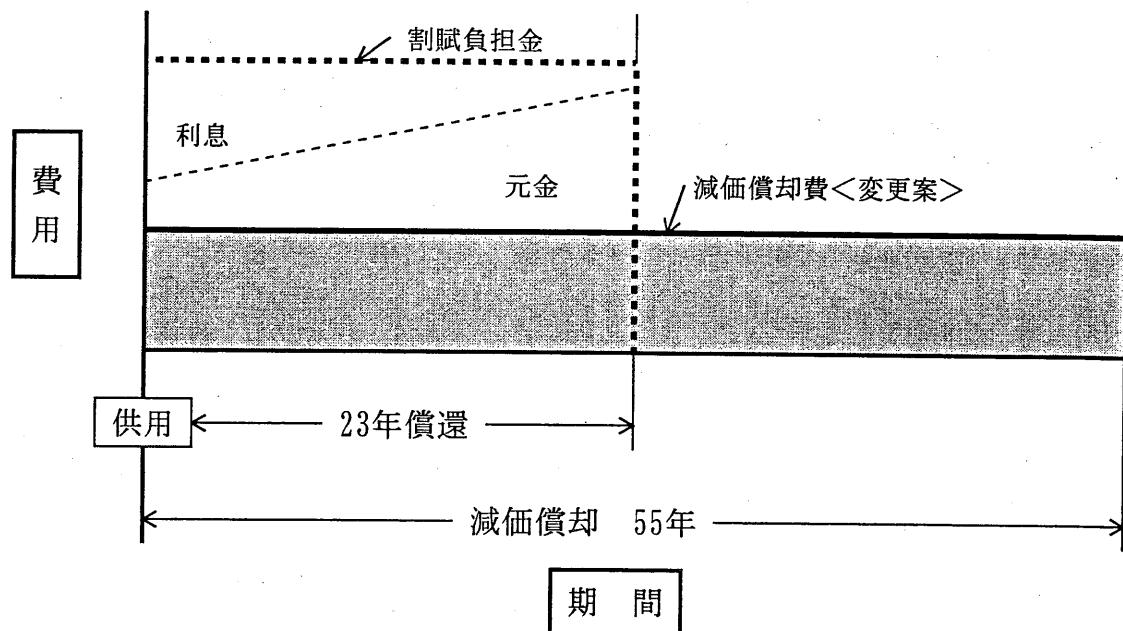
〈二部料金制における原価の算定〉

$$\text{固定費に係る供給原価} = \frac{\text{料金算定期間内の固定費総額 (A)}}{\text{(基本料金相当額) 料金算定期間内の基本水量の総合計}}$$

$$\text{変動費に係る供給原価} = \frac{\text{料金算定期間内の変動費総額 (B)}}{\text{(従量料金相当額) 料金算定期間内の供給水量の総合計}}$$

事業費用総額	
固定費	変動費
1 水源費	1 ダム管理費負担
2 減価償却費	2 修繕費
3 人件費	3 薬品費
4 支払利息	4 動力費
	5 その他
A	B

水源費の損益ベースによる費用化



乙訓浄水場の供給原価の試算

資料 5

料金算定の費用

(単位:千円)

項目		16	17	18	19	20	21	合計		
費用	固定費	水源費	444,426	435,996	427,019	463,925	452,845	441,009	2,665,220	
		減価償却費	632,934	631,837	626,981	625,941	625,390	616,802	3,759,885	
		人件費	109,916	109,267	108,629	107,405	106,191	106,704	648,112	
		支払利息	354,001	344,060	332,522	320,316	307,473	294,188	1,952,560	
	計		1,541,277	1,521,160	1,495,151	1,517,587	1,491,899	1,458,703	9,025,777	
	変動費	ダム管理費	132,394	132,825	140,123	155,307	155,307	177,121	893,077	
		修繕費	77,075	79,520	81,965	84,491	86,856	89,302	499,209	
		薬品費	9,863	10,902	11,941	13,015	14,020	15,061	74,802	
		動力費	78,463	84,499	90,536	96,771	102,609	108,645	561,523	
		その他	90,445	90,445	90,445	90,445	90,445	90,444	542,669	
計			388,240	398,191	415,010	440,029	449,237	480,573	2,571,280	
合 計			1,929,517	1,919,351	1,910,161	1,957,616	1,941,136	1,939,276	11,597,057	

供給原価の見通し

項目		16	17	18	19	20	21	原価	[参考] 第4次提言
固定費に係る 供給原価 (円/m ³)	原 価 内 訳	水源費	26.5	26.0	25.4	27.6	27.0	26.3	26.4
		減価償却費	37.7	37.6	37.3	37.2	37.2	36.7	36.8
		人件費	6.5	6.5	6.5	6.4	6.3	6.4	6.8
		支払利息	21.1	20.5	19.8	19.0	18.3	17.5	20.6
		計	91.8	90.6	89.0	90.2	88.8	86.9	95.7
	基本水量(m ³ /年)		16,790,000	16,790,000	16,790,000	16,836,000	16,790,000	16,790,000	100,786,000
変動費に係る 供給原価 (円/m ³)	原 価 内 訳	[参考]基本水量(m ³ /日)		46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	109,135,000
		ダム管理費	13.4	12.1	11.6	11.8	10.9	11.6	12.1
		修繕費	7.8	7.3	6.8	6.4	6.1	5.8	8.2
		薬品費	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5
		動力費	8.0	7.7	7.5	7.3	7.2	7.1	12.7
		その他	9.2	8.3	7.5	6.9	6.4	5.9	5.5
		計	39.4	36.4	34.4	33.4	31.6	31.4	40.0
	供給水量(m ³ /年)		9,855,000	10,950,000	12,045,000	13,176,000	14,235,000	15,330,000	75,591,000
	[参考]供給水量(m ³ /日)		27,000	30,000	33,000	36,000	39,000	42,000	84,479,250
費用合計(千円)		1,929,517	1,919,351	1,910,161	1,957,616	1,941,136	1,939,276	11,597,057	13,829,330
供給原価(円/m ³)		195.8	175.3	158.6	148.6	136.4	126.5	153.4	163.7

注) 「[参考]第4次提言」欄の数値は、第4次提言時に算定(H12~H18)した供給原価の見通しである。

用語解説（五十音順）

供給原価

有収水量1m³を供給するのに、どれだけの費用がかかっているかを示すもの。給水原価。

原価主義

料金は、そのサービスの生産・供給に要する原価（費用）をもとに決定すべきであるとする考え方のこと。

減価償却

固定資産は、使用によってその経済的価値を減少させていくが、この減少額を毎事業年度の費用として配分することを減価償却という。減価償却は、取得原価を耐用年数の期間内で徐々に費用化するものであるが、一定の方法により計画的、規則的に行われなければならない。（地公企則6条）。これによって固定資産に投下された資本を回収するもので、この計上額が企業内に留保されるという財務的効果が現れる。

水源費

ダムなど水源開発に要する費用のうち、水道事業者等の利水者が負担する額の総称で水源開発負担金のこと。

多目的ダムの貯留水を水道の用等に供しようとする利用者は、特定多目的ダム法等に基づき建設費用をアロケーションに応じて負担しなければならないこととされている。

参考：特定多目的ダム法7条、水資源機構法25条

水道料金

水道料金とは、水道サービスの対価である。地方公共団体の水道事業者は、「地方公営企業の給付について」「能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎」とする「料金を徴収でき」（地公企法21条）、その料金は、公の施設の利用について徴収する「使用料」（地自法225条）としての性格を有するものとされている。なお、水道法は14条4項で、料金水準については原価主義を、料金体系については、「公正性の原則」、「明確性の原則」、「公平性の原則」をもって設定すべきことを規定している。

地方公営企業法

地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を發揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るための企業の経営の根本基準などを定めた法律。

独立採算

地方公営企業の活動は、財貨またはサービスを供給し、その対価として料金を徴収する。それにより、また新たな財貨またはサービスを再生産し、企業活動を継続していく。地方公営企業においては地方公営企業法17条の2の規定により、一般会計等において負担すべき経費以外の経費について企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

内部留保資金

収益的収支における利益及び減価償却費の蓄積により、地方公営企業の補てん財源として使用しうる、企業内部に留保された資金のこと。

二部料金制

配分水量（基本水量）に応じた一定額の基本料金（施設整備負担金に相当）と、使用水量（従量水量）に応じた従量料金との二本立てで構成される料金制度。

用水供給事業

いわゆる水道事業が、一般家庭等の需要者に水を供給する末端給水事業であるのに對し、水道事業者に用水を供給する事業をいう。すなわち、水道水の卸売業である。

ISO14001

環境マネジメントシステムに関する規格。組織が環境に配慮した運営を行っていることを公正な第三者（審査登録機関）が評価する国際的な評価基準。

※ 水道用語辞典（日本水道協会）、地方公営企業用語辞典（地方公営企業制度研究会編）等を参考にした。